

公的関与が必要な森林の整備に係る事業費

区分	定義	基準	公益的機能の発揮に係る事業費	鳥獣被害対策に係る事業費	備考
ア.条件不利人工林 (一般私有林)	林業経営に適さない人工林 (一般私有林)	・傾斜 25度以上 ・林地生産力 5 m <sup>3</sup> /ha・年未満 ・基幹路網からの距離 300m以上	321億円	10~20 億円程度	市町村が森林環境譲与税の主たる活用対象として、整備を行う森林
イ.広葉樹林 (里山、ブナ林等)	放置された旧薪炭林等	・過密度(収量比数) Ry0.8以上	66~127億円		
ウ.集落管理人工林	・生産森林組合 ・記名共有林 ・財産区有林	・人工林の全て	13~23億円		
エ.条件不利人工林 (公有林等)	林業経営に適さない人工林 (・県・市町村営林(公有林) ・公社分収林(私有林))	・傾斜 25度以上 ・林地生産力 5 m <sup>3</sup> /ha・年未満 ・基幹路網からの距離 300m以上	10~17億円		
合計			410~480億円程度	10~20 億円程度	

420~500 億円程度

